はじめに



狛江市は東京都のほぼ中央に位置しており、都心に近い立地にありながら、多摩川を始めとした豊かな自然環境と閑静な住環境を併せ持った地域となっています。

これらの特性を十分に活かしたまちづくりを進める中で、市民の 皆さんの快適な暮らしにつながる自然環境や住環境の維持改善、そ して世界的な課題となっている地球温暖化対策について、前環境基 本計画を軸に取り組んでまいりました。

取組を着実に続けた結果、自然環境の保全と創出、公害の抑制、地球温暖化対策を進めることができました。全国的な少子高齢化の中で市の人口が増えているのも、これらの環境保全の取組も大いに貢献したものと考えており、今後についても引き続き、より良い環境の維持改善に取り組んでいく必要があります。

一方で、社会情勢の変遷に伴い、私たちを取り巻く環境は刻々と変化しており、新たな問題も生じてきています。人口増加やまちの発展の裏では、開発等に伴う緑の減少や生態系の変化、新たな公害問題のリスクも生じていることに加え、着実に進行している地球温暖化の影響も見逃せません。近年の記録的な猛暑や大雨は温暖化に起因するものとされており、また、令和元年に市に甚大な被害をもたらした台風の発生回数の増加や勢力増強も温暖化の影響が示唆されています。

これら課題へ適切に対応し、市民が快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、私たちが享受している豊かな自然環境を次世代を担う子どもたちに引き継ぐために、また、地球温暖化防止に向けた市の社会的責任を果たすために、「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち~水と緑の狛江~」をめざす環境像とし、その実現に向けた新たな環境基本計画を策定しました。

今後は、この計画を軸に取組を進めてまいりますが、その展開にあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと主体的に活動を行い、相互に連携、協働し、発展していくことをめざします。市民、事業者の皆さんにおかれましても、本計画の趣旨を御理解いただき、ぜひ市とともに狛江の環境美化・保全に取り組んでいただければ幸いです。

結びに、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定にご尽力いただいた環境保全審議会委員及び環境基本計画改定検討部会部会員の皆様、市民ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどにご協力いただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月 狛江市長 松原 俊雄

狛江市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.5 計画の対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.6 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.7 計画と SDGs の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 狛江市の概要	6
2.1 人□構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2.2 位置と地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2.3 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2.4 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2.5 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2.6 市民・事業者の環境に対する意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3章 狛江市がめざす環境像と基本目標	15
3.1 狛江市の環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3.2 狛江市がめざす環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3.3 環境像を実現するための基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第4章 基本目標達成のための環境施策 2	20
	2 0
	22
基本目標2 地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
第5章 重点環境プロジェクト	47
5.1 重点環境プロジェクトの考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
5.2 6つの重点環境プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第6章 計画の推進 (60
6.1 推進体制····································	60
6.2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
6.3 指標•目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
資料編	64

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画改定の背景

環境部門の最上位計画として平成 24 (2012) 年度に改定した狛江市環境基本計画では、 市の基本構想及び基本計画との整合性を図るとともに、狛江市がめざす環境像「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組を推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況の急速な変化に伴って、地球温暖化に起因する気候変動や生活・自然環境悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた持続可能な環境保全の対策が地域に強く求められてきています。

地球温暖化に関する国際的な流れとして、気候変動に関する評価を行う国際的な専門組織であるIPCC (気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書(平成25(2013)年9月~平成26(2014)年11月)によると、温室効果ガス*濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13(1880)年~平成24(2012)年の約130年間で0.85℃上昇したと考えられ、今世紀末までの世界平均気温の上昇は0.3~4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26~0.82mの範囲に入る可能性が高いと予測されています。このような状況を受けて、平成27(2015)年9月には「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28(2016)年11月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効されました。日本もこれらの指針等に積極的に取り組むこととしており、基礎自治体である狛江市においても温室効果ガスの排出量削減や良好な環境の維持改善を推進することが求められています。

また狛江市に視点を移すと、大気・水質・土壌環境、騒音等の守るべき基準値の概ねの達成や市民一人当たりのごみの排出量の減少、多くの市民参加による環境保全活動等の好ましい傾向が見られる一方で、緑の減少や家庭部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の割合が大きい等、持続可能な環境保全に向けて解決すべき課題も多く見られます。

上記の国際的潮流や市の課題への対応を長期的視点の下で計画的に実施するため、現状やこれまでの取組の結果等を踏まえ、平成31(2019)年度に終期を迎えた前計画を改定することとしました。

地球温暖化の進行による日本国内への影響

地球温暖化の進行による影響は日本においても顕著であり、今後は次のような影響が及ぶことが予想されています。

分野	予想される影響
気候・気象	気温の上昇、暑い日の増加、強い雨の回数増加、海面水温の上昇
農林水産業	穀物収量の低下、水稲の品質低下、果樹の栽培適域の変化、家畜の生育への影響
生態系	サクラの開花日の早期化、ブナ林の衰退、サンゴの白化、ライチョウの個体数の減少
自然災害	洪水による被害増加、斜面崩壊の発生増加
健康被害	熱中症死亡者数の増加、蚊が媒介する感染症のリスク増加
	出典:「STOP THE 温暖化 2017」(環境省)

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

パリ協定

平成9(1997)年に合意された、先進各国に法的拘束力のある温室効果ガス*の排出削減目標を規定する「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27(2015)年にフランス・パリで行われた第21回締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国以上の参加かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上をカバーする国の批准という二つの要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効し、日本も同年11月8日に批准しました。

本協定では「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するととも に、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が打ち出されています。また主な特徴と

して、全ての国に適用される枠組みであること、緩和、適応、資金、技術、能力構築、透明性をバランスよく取り扱うこと、長期の取組を視野に入れていること、5年ごとに各国に報告・レビューさせる仕組みとしたことが挙げられます。

日本は、令和 12 (2030) 年度に 平成 25 (2013) 年度比 26%削減 という温室効果ガス排出削減目標を掲 げています。

Applicable to all

全ての国に適用される 枠組み。 条約の目的や原則を踏ま えつつ、二分論を変化

Durable

2025/2030年を超えて、 長期の取組を視野に入れ た永続的な枠組み

Comprehensive

緩和、適応、資金、技術、 能力構築、透明性(ダーバ ン合意6要素)をバランス よく扱う

Progressive

5年毎の各目標提出・更新、 実施状況の報告・レビュー、 世界全体の進捗点検 等 により、前進(漸進)・向上 させる仕組み

世界の気候変動対策の転換点、出発点

出典:「COP21 の成果と今後」(環境省) 図 1-1 パリ協定の特徴

<u>先進国(附属書 国)</u>			
米国	2025年に-26%~-28%(2005年比)。28%削減に向けて最大限取り組む。	3月31日提出	
EU	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	3月6日提出	
ロシア	2030年に-25~-30%(1990年比)が長期目標となり得る	4月1日提出	
日本	2030年度に2013年度比-26.0%(2005年度比-25.4%)	7月17日提出	
カナダ	2030年に-30%(2005年比)	5月15日提出	
オーストラリア	2030年までに-26~28%(2005年比)	8月11日提出	
スイス	2030年に-50%(1990年比)	2月27日提出	
ノルウェー	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	3月27日提出	
ニュージーランド	2030年に-30%(2005年比)	7月7日提出	
途上国(非附属書 国)			
中国	2030年までにGDP当たりCO2排出量-60~-65%(2005年比)。2030年前後にCO2排出量のピーク	6月30日提出	
インド	2030年までにGDP当たり排出量-33~-35%(2005年比)。	10月1日提出	
インドネシア	2030年までに-29%(BAU比)	9月24日提出	
ブラジル	2025年までに-37%(2005年比) (2030年までに-43%(2005年比))	9月28日提出	
韓国	2030年までに-37%(BAU比)	6月30日提出	
南アフリカ	・2020年から2025年にピークを迎え、10年程度横ばいの後、減少に向かう排出経路を辿る。 ・2025年及び2030年に398~614百万トン(CO2換算)(参考:2010年排出量は487百万トン(IEA推計))	9月25日提出	

注) 各国の提出年はいずれも平成27(2015)年

出典:「COP21 の成果と今後」(環境省)

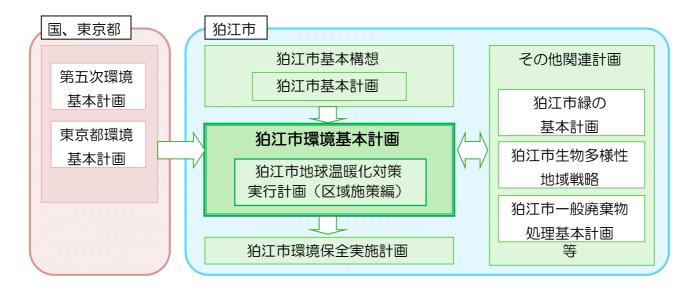
図 1-2 パリ協定における各国の温室効果ガス排出削減目標

1.2 計画の位置付け

本計画は、狛江市環境基本条例第9条に基づき策定されるもので、平成24(2012)年度に改定した前計画にかかる目標の評価等も踏まえ、必要な部分を受け継ぎながら、現状の市の課題等への対応を計画的に実施するために改定した計画です。前計画と同様に、本計画も地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づく、「狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含するものとなっています。

本計画は、狛江市基本計画の施策を環境の側面から具体化するとともに、狛江市緑の基本計画や狛江市生物多様性地域戦略、狛江市一般廃棄物処理基本計画等の関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。

また、本計画に基づく取組は、国や東京都の環境基本計画で示された基礎自治体に期待される役割を果たすものであるとともに、地球全体の環境保全に寄与するものとなっています。



1.3 計画の目的

本計画は、狛江市の豊かな環境を未来につなぎ、全ての人が安心・安全で豊かな暮らしを持続できる社会を構築するべく、めざすべき環境像とその実現に必要な具体的な取組を明らかにし、各主体が計画的かつ一体的に行動するための道しるべとなることを目的とします。

1.4 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	個別要素
自然環境	公園、緑地、農地、樹林地、街路樹、水辺、河川、動物、植物等
地球温暖化	気候変動、温室効果ガス*、ヒートアイランド*等
資源循環	廃棄物、資源等
都市環境	大気質、騒音、振動、水質、悪臭、土壌、地盤、有害化学物質、放射性
	物質*、水循環、景観等

1.5 計画の対象地域

本計画の対象地域は狛江市全域とします。

1.6 計画の期間

本計画の計画期間は、「令和 2 (2020) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 10 年間」とします。

1.7 計画と SDGs の関係

1.7.1 SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標(ゴール)・169の達成基準(ターゲット)から構成されています。

日本は、平成 28 (2016) 年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、国全体での取組を推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や方針の策定、実行に際して持続可能な開発目標(SDGs)の要素を反映し、取組を進めていくことが求められています。



出典:「国際連合広報センターホームページ」

図 1-3 SDGs の 17 の国際目標 (ゴール)

1.7.2 本計画と SDGs の関係

SDGs の目標を達成するためには、人間の生存の基盤である環境の保全が必要不可欠です。 本計画では、自然環境、地球温暖化、資源循環、都市環境といったあらゆる環境分野に取り 組むこととしており、その結果、次に示す 10 個の目標達成に貢献することができます。

SDGs 月標

本計画との関係



目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

<目標達成に向けた本計画の取組>

地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民 の健康確保や福祉の促進に貢献します。



目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



狛江市の自然や生物多様性に関する副読本の作成・学校への配布等を通じて、子ど もたちへの環境教育に貢献します。

6 安全な水とトイレ を世界中に

目標 6 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



河川等の水質保全や健全な水循環の回復に取り組むことで、水資源の持続的な利用 に貢献します。

目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



市内で使用するエネルギーを再生可能エネルギー*等に転換することにより、エネル ギー資源の持続的な利用に貢献します。

目標 11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間住居を実現する。



<目標達成に向けた本計画の取組>

狛江の歴史や文化を大切にしながら、環境保全と地域の発展を両立させたまちづく りに取り組むことで、住み続けたいと思えるまちの実現に貢献します。

12 つくる責任 つかう責任

目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



ごみの排出削減をはじめとした4R*の推進や食品ロス*の削減、廃棄物の適正な処 理に取り組むことで、循環型社会*の推進に貢献します。

13 気候変動に 具体的な対策を

目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

<目標達成に向けた本計画の取組>



温室効果ガス*の排出量を削減することで気候変動の緩和に寄与するとともに、気候 変動による健康被害や災害の発生を軽減するための適応策*に取り組みます。

14 海の豊かさを

目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

く目標達成に向けた本計画の取組>



川の水質や水辺環境の保全、プラスチックごみの削減等の取組により、海への環境 負荷を低減し、海洋資源の持続可能な利用に貢献します。



目標 15 陸域生態系*の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



市内の緑の創出・保全と、生きものと共存したまちづくりに取り組むことで、生態 系の保全や生物多様性の損失の阻止に貢献します。

目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

<目標達成に向けた本計画の取組>



環境保全を推進するための仕組みやネットワークの充実に取り組み、市内外におけ るパートナーシップの活性化を図ります。

出典:「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」(環境省)

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

第2章 狛江市の概要

2.1 人口構造

狛江市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成 31 (2019) 年は平成 13 (2001) 年 比でそれぞれ 11.9%、21.0%増加となっています。

1 世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 31 (2019) 年は 1.96 人/世帯と、2 人/世帯を下回っています。

年齢3区分人口の推移では、65歳以上人口が平成20(2008)年の20.3%から平成31(2019)年には24.0%に増加した一方で、15~64歳の人口が減少しています。0~14歳の人口は近年ほぼ横ばいに推移しています。

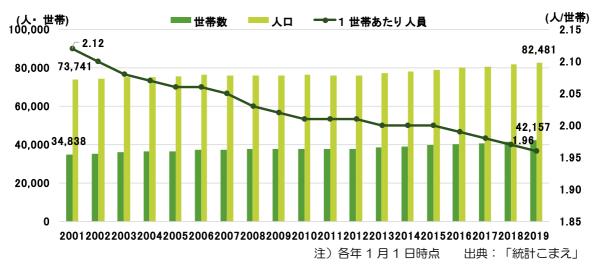
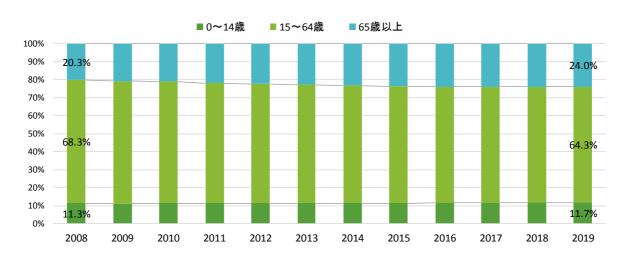


図 2-1 人口・世帯数・1 世帯当たり人員の推移



注)各年1月1日時点 出典:「統計こまえ」 ※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

図 2-2 年齢 3 区分人口の推移

2.2 位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約 14 kmにあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで、神奈川県川崎市に接しています。

武蔵野台地の南の縁にあり、多摩川と野川に挟まれた沖積低地*の平坦な地形で、北側は 立川段斤*の台地、南側は多摩川沿いの低地や自然堤防の微高地から成っています。

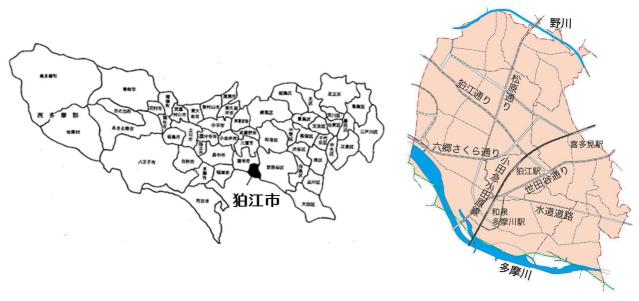
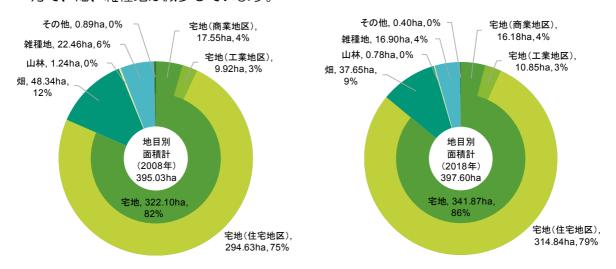


図 2-3 東京都における狛江市の位置と地形

2.3 土地利用

狛江市の土地利用は、宅地(住宅地区)が86%で最も多くなっています。平成20(2008) 年度と比較すると平成30(2018)年度は宅地(住宅地区)が75%から79%に増加する 一方で、畑、雑種地が減少しています。



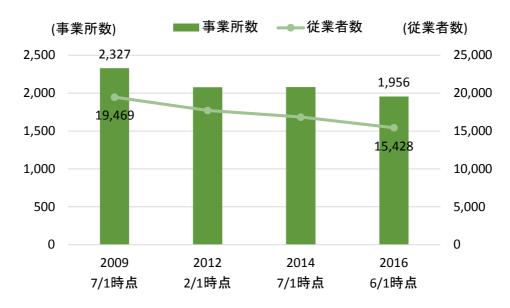
注)各年1月1日時点 出典:「統計こまえ」 ※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

図 2-4 地目別面積

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

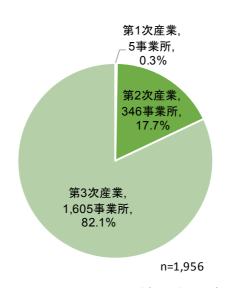
2.4 産業

狛江市の事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。事業所数の産業3分類別では、第3次産業(サービス業)の事業所数が8割を占めています。



出典:「経済センサス活動調査」「経済センサス基礎調査」(経済産業省)

図 2-5 事業所数及び従業者数の推移



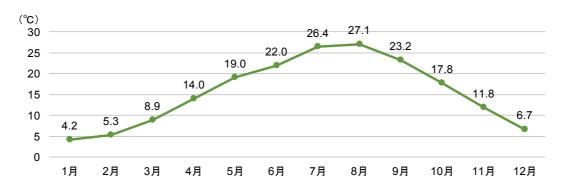
注)平成 28(2016) 年6月1日時点 出典:「経済センサス活動調査」(経済産業省) ※端数処理の関係上、合計値が 100.0%とならない場合があります。

図 2-6 事業所数分類

2.5 気象

2.5.1 気温

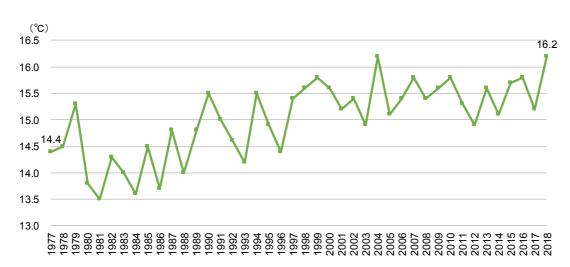
狛江市の最寄りの府中気象観測所における月別の平均気温は、8月頃が最も暑く、1月頃が最も寒くなっています。日平均気温は、長期的に見ると上昇している傾向にあります。



注) 平成 21 (2009) 年~平成 30 (2018) 年平均值

出典:「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-7 月別の平均気温



出典:「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-8 年間の日平均気温の経年変化

2.5.2 降水量

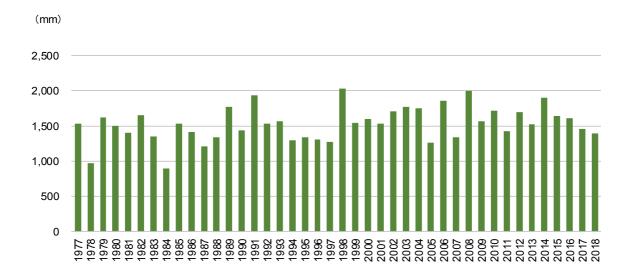
月別の降水量は、9月頃が最も多く、12月~2月頃が最も少なくなっています。府中気象観測所における年降水量は、長期的に見ても明確な変化は見られませんでした。



注) 平成 21 (2009) 年~平成 30 (2018) 年平均值

出典:「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-9 月別の平均降水量



出典:「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-10 年間降水量の経年変化

2.6 市民・事業者の環境に対する意識

(平成30(2018)年8月実施 市民・事業者及び関係団体への意識調査(アンケート)より)

2.6.1 環境保全に対する考え方

市民意識調査の結果によると、環境を守るため、私たちも常に努力すべきと考えている市民(「強く思う」と「思う」の合計)は96.7%にものぼり、多くの市民が環境を守るために努力する必要性を認識しています。また、環境を守るために、積極的に行動したいと考えている市民(「強く思う」と「思う」の合計)は77.5%になります。

事業者意識調査の結果によると、今の事業を継続していく上で環境配慮は重要であると考えている事業所(「強く思う」と「思う」の合計)は81.4%になります。今後新たな事業を計画する際に環境配慮は重要であると考えている事業所(「強く思う」と「思う」の合計)は88.8%になります。多くの事業者において事業活動における環境配慮の必要性が認識されています。

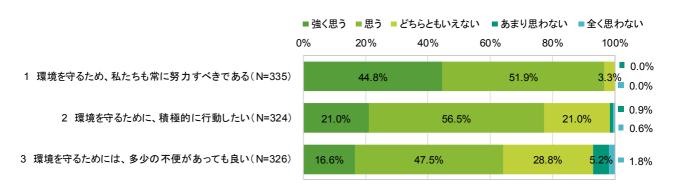


図 2-11 環境保全に対する考え方(市民)

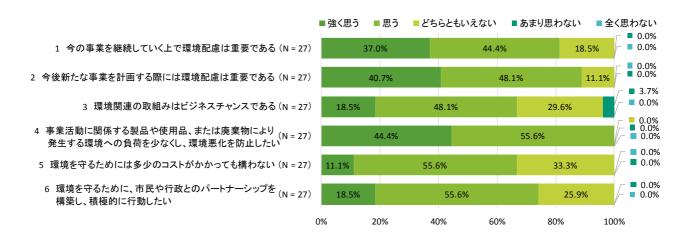


図 2-12 環境保全に対する考え方(事業者)

2.6.2 「狛江らしい」と感じられるフレーズ

市民意識調査の結果によると、「狛江らしい」と感じられるフレーズとして、「水と緑を大 切にするまち」が最も多く、回答者の4割近くから支持されています。

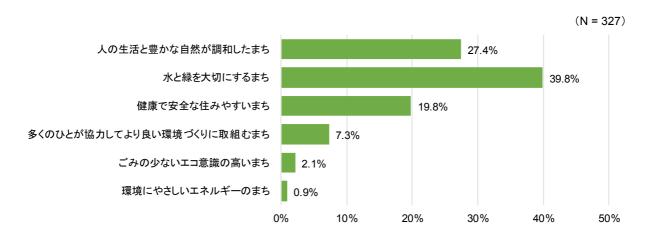


図 2-13 「狛江らしい」と感じられるフレーズ

2.6.3 重要だと思う環境への取組

重要だと思う環境への取組では、「ごみの減量やリサイクルの推進」への支持が最も高く、 「気候変動による豪雨や暑さへの対策」や「樹林地や農地等の保全の推進」も高く支持され ています。

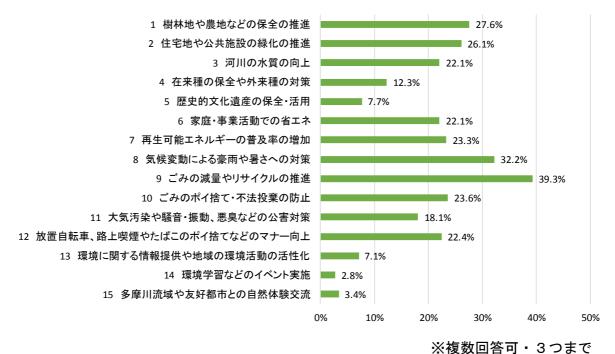


図 2-14 重要だと思う環境への取組

2.6.4 環境保全のための取組の状況

環境保全のための取組の実施状況では、市民・事業者ともにごみの分別や節電への取組率が相対的に高い一方、地域の活動や環境学習等への参加が低い結果となりました。

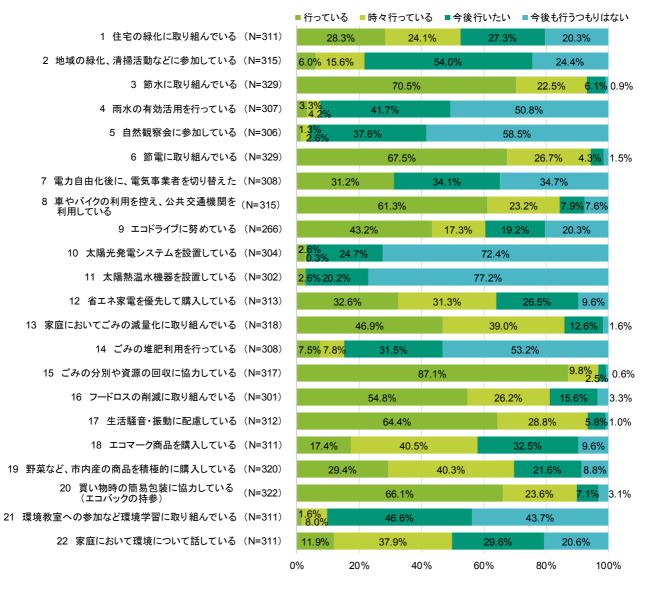


図 2-15 環境保全のための取組の状況(市民)

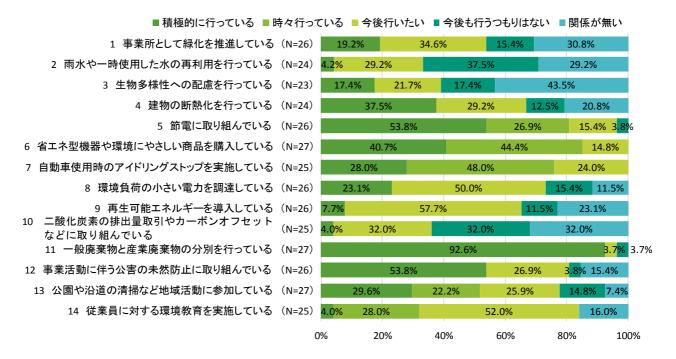


図 2-16 環境保全のための取組の状況(事業者)

第3章 狛江市がめざす環境像と基本目標

3.1 狛江市の環境の現状

狛江市では、第4次基本構想(令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間)において、将来都市像「ともに創る 文化育むまち ~水と緑の狛江~」を掲げています。この将来都市像には、様々な主体がお互いに連携・協働し、「狛江らしい」「狛江ならでは」の文化をより一層育み、次世代に引き継ぎ、狛江の貴重な財産である自然環境と、いつまでも住み続けたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていくこと等が想いとして込められています。

武蔵野台地の南の縁、野川や多摩川に挟まれた立地の狛江市は、かつて農地や樹林地が広がる緑豊かな地域であり、「水と緑の狛江」という表現が示すとおりの地域でした。その後、東京都心への交通の便の良さ等を背景として高度経済成長期には宅地化が進みました。その過程で農地や樹林地は減少し、湧水は消滅する等、狛江市の環境は大きく変化しました。現在でも狛江市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成31(2019)年は平成13(2001)年比でそれぞれ11.9%、21.0%増加となっています。一方で、人口と比較して世帯数の伸びが顕著でありながら、世帯当たりの人員数が減少していることから、市民のライフスタイルも変化していると考えられます。

宅地化によって市内の緑は減少していますが、市内各地の緑や水辺は生きものにとって貴重な生育・生息空間となっており、現状でも多くの動植物が確認されています。地球温暖化の主な要因である温室効果ガス*の狛江市からの排出量は、ここ 10 年間では増減を繰り返している状況であり、また、家庭部門(一般家庭のエネルギー消費による排出)が全体の 56.5%と高い割合を占めていることも狛江市の特徴です。家庭部門の二酸化炭素(以下「CO2」という。)排出の要因となっているエネルギー消費量は、世帯人員の減少により、世帯当たりの量でみると減少傾向にあります。廃棄物に関しては、市民一人当たりのごみ排出量は減少し、ごみの資源化も引き続き進んでいます。市内の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対しては、国や東京都と連携しながら、発生の抑止に努めており、各項目の数値は概ね基準値を下回っている状況です。

また、環境に関する各種取組を推進するため、市民・事業者への環境教育・環境学習や啓発、各主体が連携・協働に向けたイベント開催や仕組みづくりを進めてきましたが、近年は参加者の固定化、新規参加者の減少傾向がみられます。

3.2 狛江市がめざす環境像

前計画においては、市民・事業者・行政等全ての主体が、各々の責務を認識するとともに、 ともに手を取り合い、人や環境資源を時間的、空間的につなぎながら、多様性を確保しつつ、 将来の世代へと受け継いでいくことを理念としました。

本計画においては、環境保全に係る課題の幅が広がり、多様な主体間の連携・協働がより 強く求められる現代社会の情勢を踏まえ、前計画で掲げた環境像を引き継ぎ、長期的な視点 と継続的な取組によりその実現をめざすこととします。

《狛江市がめざす環境像(基本理念)》 豊かな環境を みんなで未来につなぐまち ~水と緑の狛江~

●豊かな環境

狛江市は、多摩川や野川をはじめとする水辺や緑等環境資源に恵まれたまちであり、それらは市民にも広く受け入れられた象徴的資源となっています。これらの恵みは私たちにとってかけがえのないものであると同時に、将来の世代にとってもなくてはならないものです。

●みんなで未来につなぐまち

この「豊かな環境」を将来世代に継承していくことは、私たちに課せられた重要な責務です。しかし、地球温暖化の進行等により、狛江の環境を取り巻く状況は厳しさを増しており、この責務を果たしていくためには、狛江市で暮らし働く全ての人が環境保全を自分ごととして捉え、世代や立場を超えて手を携えることができる、「みんなで未来につなぐまち」を実現する必要があります。

●~水と緑の狛江~

本計画では、「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち」を実現し、より魅力的でみんなが笑顔で暮らせる持続可能な地域社会「水と緑の狛江」をめざします。

3.3 環境像を実現するための基本目標

狛江市がめざす環境像「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち ~水と緑の狛江~」を実現するため、本計画では4つの分野別目標及び各分野にまたがる1つの共通目標を定めます。

めざす環境像: 豊かな環境をみんなで未来につなぐまち ~水と緑の狛江~ 分野別目標 共通目標 人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑の 基本目標1 基本目標5 (自然環境) まちづくり 狛江市緑の基本計画 狛江市生物多様性地域戦略 緑地・水辺等の自然環境の創出・保全、生物多様性の保全等 主体的な実践に つなげる、人づくり・ 地域づくり 地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進 基本目標2 (地球温暖化) 狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 狛江市地球温暖化対策実行計画 情報発信、環境 (事務事業編) 教育•環境学 習、協働の推 省エネ対策、再生可能エネルギー*利活用の普及促進、適応策*等 進、活動支援、 人的ネットワー ク形成 等 基本目標3 環境負荷の少ない、循環型社会*の推進 (資源循環) 狛江市一般廃棄物処理基本計画 4R*の推進、食品ロス*削減、廃棄物の適正な処理・処分 等 健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環 基本目標4 (都市環境) 境の確保 大気質・水質・土壌等の環境保全、化学物質対応、環境・景観美化等

3.3.1 分野別目標

本計画で掲げる4つの環境分野別(自然環境、地球温暖化、資源循環、都市環境)目標の詳細は次のとおりです。

基本目標1 (自然環境)

人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

狛江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であるとともに、多くの生きものにとって重要な生息空間でもあります。

そこで、自然環境分野では「人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり」 を基本目標とし、「水と緑」の持つ多様な役割や機能を市民全員が共有し、創出・保全及びネットワーク化に取り組みます。

基本目標2 (地球温暖化)

地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進 狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化による気候変動の影響は年々深刻化しており、市民生活や財産、そして命への甚大な影響が懸念されます。

この危機を乗り越えるためには、省エネや低炭素*なエネルギーへの転換等により地球温暖 化の進行を緩和するとともに、気候変動に適応した暮らしや働き方を推進する必要がありま す。

そこで、地球温暖化分野では「地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進」を基本目標とし、市民・事業者が生活や仕事のスタイルを見つめ直し、省エネや再生可能エネルギー*活用等の地球温暖化対策に取り組むとともに、気候変動の影響に適応した生活が送れるまちづくりをめざします。

なお、基本目標2は「狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置付けるものであり、他の環境分野の施策とも連携しながら横断的に推進することとします。

基本目標3 (資源循環)

環境負荷の少ない、循環型社会*の推進

多くの資源を国外に依存している日本にとって、限りある資源の効率的な利用と再生産、 廃棄物の排出量の低減と適切な処理による持続可能な循環型社会の推進が急務です。

そこで、資源循環分野では「環境負荷の少ない、循環型社会の推進」を基本目標とし、4R*の推進と適切な廃棄物処理に取り組みます。

基本目標4 (都市環境)

健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保

私たちの健康や快適な暮らしを維持するためには、人間の生存に不可欠な大気、水等を良好に保つとともに、清潔で安全なまちの維持が必要不可欠です。また、歴史や文化に彩られた狛江らしい景観は、生活に彩りを与え、心豊かな暮らしの実現につながります。

そこで、都市環境分野では「健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保」を 基本目標とし、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

3.3.2 共通目標

基本目標1~4の達成には、環境保全に主体的に取り組む「人」と「地域」の存在が欠かせません。そこで、全ての環境分野に共通する目標(基本目標5)を次のとおり定めます。

基本目標5

主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり

そのためには、一人ひとり自らができることを理解するだけでなく、環境意識をもった人が行動に移すためのきっかけや、一緒に取り組む仲間が必要です。

そこで、本計画の全ての分野に共通して、「主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり」を基本目標とし、環境に関わる教育や学習の推進だけでなく、様々な主体の交流機会や活躍の場を充実させ、一人ひとりが自覚を持って環境保全に取り組むまちをめざします。